

## 報告書（要約版）

令和6年3月15日

安城市事務執行適正化第三者委員会

### 第1 当委員会の結論

- 1 安城市は、生活保護を申請した外国人のA氏に対し、令和4年11月30日に生活保護の申請を受け付け、それに先立つ令和4年11月22日には、当日分の食料を現物で支給し、2週間分の食料を手配した他、令和4年12月2日からA氏と家族をホテルに宿泊させた。

しかしながら、安城市の初期の対応において、即ち、令和4年11月1日と11月22日のA氏の生活保護の相談に対して、不適切な対応があったと考える。

### 2 当委員会の結論

安城市の生活保護の相談において不適切な対応があったと考えた点（報告書3頁）

- (1) 令和4年11月1日に生活保護の申請に来た外国人のA氏に対し、生活保護を開始しなかったこと。
- (2) 令和4年11月22日に生活保護の申請に来た外国人のA氏に対し、生活保護を開始しなかったこと。
- (3) A氏の相談に際し、社会福祉課の職員は、A氏が現在の住宅から退去を求められていることを理由に、居住関係が明確でなく、A氏の保有する在留カードの有効性に疑義があるとして、A氏の生活保護の申請を受け付けなかったこと。
- (4) その際、社会福祉課の職員は、A氏のことをホームレスといい、ホームレスの状態にある外国人は生活保護の対象ではないという、誤った説明をしたこと。
- (5) その際、社会福祉課の職員が、A氏に対し、生活保護では外国人のA氏を助

けられないという誤った説明をし、入管と領事館に相談に行くようにアドバイスしたこと。

- (6) 同じく、社会福祉課の職員が、外国人のA氏に対し、日本では助けられないので母国に帰るべきと受け止められかねない発言をしたことや、「最悪強制送還」、「在留資格の取り消し対象」等といった発言をしたこと。

## 第2 理由

### 1 令和4年11月1日の初回相談時及び令和4年11月22日の2回目の相談時における不適切な対応について

- (1) 令和4年11月1日、A氏は安城市の社会福祉課に来庁して生活保護の相談をした。社会福祉課の職員Cは、A氏が家賃滞納により居住する住宅から退去を命じる判決が出されていたことから、A氏の居住関係が明確でなく、A氏の在留カードが有効であるかどうか疑問をもち、生活保護の対象とならないのではないかと考え、生活保護の申請を受け付けなかった。職員Cは、入管と領事館に相談に行くようA氏にアドバイスした。

同年11月22日、A氏は代理人B弁護士を伴って再び社会福祉課に来庁して生活保護の相談をした。対応した社会福祉課の職員Cと職員Dは、同じような理由でA氏の生活保護の申請を受け付けなかった。

- (2) 令和4年11月1日の初回相談時及び令和4年11月22日の2回目の相談時において、A氏の生活保護の申請を受け付けなかった点において、安城市の対応は不適切であった。(報告書19～23頁)

ア 厚生労働省通知では、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が保護の申請権を有していない場合等を除き、いかなる場合であっても相談者の保護の申請意思は確認すべきであり、また、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付することとされ

ている。

イ その上で、厚生省社会局長通知では、生活に困窮する外国人に対しても、一般国民に対する生活保護の決定実施の取り扱いに準じて必要な保護を行うこととしている。すなわち、外国人の生活困窮者についても、一般国民と同様に、いかなる場合であっても相談者の保護申請意思を確認し、申請の意思が表明された場合には申請書を交付することが必要である。

ウ また、行政手続法第7条は、行政庁は、生活保護の申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないと定めている。

エ したがって、安城市は、仮にA氏の居住関係が不明確で生活保護の要件を満たさないことが疑われたとしても、生活保護の申請の意思がある場合には申請を受け付け、直ちに調査を開始すべきであった。

したがって、令和4年11月1日及び22日の相談時に、A氏の生活保護申請を受け付けずに調査を開始しなかった安城市の対応は不適切であった。

(3) また、**A氏の生活保護申請を受け付けなかった理由**も不適切であった。即ち、安城市は、A氏に対し家賃滞納を理由に現在の住居からの退去を求める判決が出されていたことから、A氏の居住関係が不明確で、A氏の在留カードの有効性に疑義があるとして、A氏の生活保護の申請を受け付けなかったが、この判断は誤りであった。この点も不適切であったと考える。(報告書23～26頁)

ア 即ち、A氏は、裁判所から退去判決を受けてはいたものの、在留カードに記載のある住宅に現に居住しており、在留カードの有効性に問題はなかった。

イ ちなみに、当委員会が名古屋出入国在留管理局にA氏の在留カードの有効性の解釈について問い合わせたところ、「在留カード自体はカードの有効期間内であれば、有効と判断される」との回答があり、A氏の保有する在留カードの有効性に問題がないことは明らかであった。

(4) **相談窓口での不適切な対応・発言**について (報告書26～32頁)

i) 令和4年11月22日の相談の際に職員CがA氏に対し「ホームレスは生活保護では助けられない」と発言したことは不適切であった。(報告書27～28頁)

ア 音声データあり。

イ 厚生労働省通知は「ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでない」としており、「ホームレスは生活保護で助けられない」との発言自体は誤りであった。

ウ なお、音声データを確認したところ、職員Cの発言の趣旨は「外国人のホームレスは生活保護では助けられない」というものであった。しかし、前述の通りA氏の在留カードは有効であるため、「外国人のホームレスは生活保護では助けられない」という趣旨であったとしても誤りである。

ii) 強制送還・在留資格に関する発言 (報告書28～29頁)

令和4年11月22日の相談の際、職員Dが「最悪、強制送還か何かわからないけど」とか「在留資格の取り消しの対象になっているような気がする」と発言したことは不適切であった。

ア 音声データあり。

イ 職員Dは、A氏に対し退去を命じる判決が出ているため、生活保護の要件である居住関係の明確性に疑義があるとの判断の正当性を補強する根拠として、このような発言をしたものと考えられる。

ウ しかしながら、A氏は届け出た住宅から退去しておらず、その住宅に現に居住していることからすれば、同法が定める退去強制事由に該当するとは考えられない。

エ そもそも、在留資格に関する判断は、出入国管理庁および法務省が行うものであり、福祉事務所にはその権限はない。

オ 日本で生活する外国人にとって、在留資格の不安定性はきわめて重要な問題

であり、相談支援機関が、生活に困窮する外国人に対して「強制送還」「在留資格の取り消し」といったセンシティブなキーワードを投げかけることは、きわめて軽率であった。

iii) 国に帰ればいいという発言について（報告書29～30頁）

ア 職員Cは「国に帰ればいい」との発言は一切していないと説明している。また、職員Dは「国に帰ればいい」との発言は否定したが、「国に帰るべきとか、そういうニュアンスのことは言っているかもしれません」「国に帰って生活を立て直すというような意味での発言はあったかもしれません」と説明している。

イ 仮に職員がA氏に対し「国に帰ればいい」という直接的な発言をしていなかったとしても、夫が逮捕され収入がなく、幼い子どもを抱えながら住居も追い出されそうになり、先行きが見えない中で福祉事務所に生活保護の相談に訪れた日本語が十分に話せない外国人に対し、「生活保護は受けられないので、領事館や入管に相談に行くように」と言ったり、たとえ、母国で生活を立て直したらどうかという意味であったとしても、母国に帰った方がよいなどというニュアンスのことを言うのは、外国人A氏の現在の窮状を理解しない発言であり不適切であったと考える。

iv) 滞納家賃の債務の支払いについての発言（報告書30～32頁）

ア 安城市の職員Cは、愛知県住宅供給公社に滞納家賃の支払義務について確認した上、A氏に対して「妻にも夫の滞納家賃の支払義務はある」「妻も夫の滞納家賃の返済をしてほしい」と伝えたことを認めている。

イ 相談担当者（ケースワーカー）が相談者から聞かれたわけでもない債務の取り扱いについて住宅供給公社に問い合わせ、生活保護開始後も家賃の返済債務が残り生活保護費から返済する必要があることを伝える必要性があったのか、ましてこの時期は一時生活支援事業を利用しながら生活保護の開始に向けて準備している段階にあり、この時期にA氏に対して生活保護開始後に滞納家賃返

済について伝えることがその後の生活にいかなる不安を与えるのかについての配慮がなかったのか、疑問をもたざるを得ない。

そもそも生活保護費は最低限度の生活を送るための費用であり、生活保護費から滞納家賃を支払うことは最低限度の生活を送ることができなくなることを意味する。むしろケースワーカーに求められるのは、どうすれば無理なく返済ができるかを助言したり、あるいは、生活保護を受給している間の返済猶予の可能性について所管庁に相談するなど、要保護者に寄り添いながら安定的に生活保護を開始できるよう支援することであり、少なくとも要保護者の不安を煽るような言動をすべきでない。この発言も必要がないばかりか、配慮を欠く極めて軽率なものであった。

## 2 軽率な発言をした職員に欠けていたと考えられること(報告書31～32頁、38～40頁)

- (1) 生活保護の相談に来る生活困窮者の心情を理解し、来所した生活困窮者に寄り添う姿勢が不十分であった。福祉事務所を訪れる相談者は、様々な理由により生活に困窮し、自力での解決を試みるもうまくいかず、最後の手段として生活保護の利用を求めることがほとんどである。また、残念ながら現在の社会において、生活保護を利用することは恥ずかしいこと、後ろめたいことと受け止められることが多い。福祉事務所職員には、相談を訪れる生活困窮者がどのような思いで来所しているのかについて思いを寄せる必要がある。
- (2) また、社会福祉課の職員が、生活保護の決定に関し圧倒的な権力を持っている自覚が不十分であった。
- (3) その結果、自らの発言が、生活保護の申請に来た人にとって、どのように受け止められるかという視点が不十分であった。
- (4) これらの点が、不用意かつ軽率な発言をしたことに繋がったのではないかと考える。

### 第3 安城市がこのような不適切な対応をしたと考えられる原因(報告書3～4頁)

- (1) 生活保護の相談を担当するケースワーカーに専門知識や相談者に寄り添う姿勢が不足していたこと。

即ち、①外国人に対する生活保護の取り扱いに関する知識、②在留カードの有効性など在留制度に関する知識、③日本で生活する外国人の置かれた状況を理解し相談者に寄り添う姿勢が、不足していたこと。

- (2) 生活保護の相談の現場において、生活保護のケースワーカーを指導する、経験ある査察指導員が不足していたり、ケースワーカーがいつでも相談できる専門家がいなかったこと。

- (3) その結果、前例の少ない案件の判断をケースワーカー任せにして、ケースワーカーの判断を組織として検証できなかったこと。また、検証に時間がかかったこと。

- (4) 安城市社会福祉課において、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の担当者と生活保護の相談担当者が適切に棲み分けられていなかったこと。その結果、前者の担当者が生活保護の相談を受けてしまったこと。

### 第4 安城市は、どのような再発防止対策を取ることが必要か(報告書4頁、45～50頁)

- (1) 援助の専門性や質を高める研修を充実させ実施すること。
- (2) 経験ある査察指導員を複数配置したり、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門資格を有する職員を配置するなど、生活保護に関する相談体制や組織体制を整備すること。
- (3) 相談現場の職員がいつでも相談できる任期付公務員の弁護士を採用すること。
- (4) 通訳を相談現場に配置し積極的に活用すること。
- (5) 相談窓口における相談者と職員とのやり取りを録音すること。
- (6) 外国人や生活困窮者にやさしいまちづくり施策を推進すること。
- (7) 市民の声を聞きながら市の改革プランを策定し、その実現度を継続的にフォ

ローアップすること。

以上